

平成20年9月10日

## 自由民主党総裁選挙立候補者に対する公開質問状

全国知事会

### 【項目1】地方分権改革に対する決意

「地方政府の確立」に向けた第二期地方分権改革が大詰めを迎えています。

第二期地方分権改革は、国の出先機関の廃止や、自治事務に対する国の義務付け・枠付けの見直しなどこれまでの分権改革で実現できなかった「聖域」を対象としています

そこで、国と地方の役割分担、国と地方の関係、地方自治に関する基本的な考え方について、お示してください。

また、第二期地方分権改革を確実に進めるためには、地方分権改革推進委員会の勧告を骨抜きにすることなく、総理を本部長とする「地方分権改革推進本部」と「地方六団体」が定期的に協議を行い、政治のリーダーシップで改革を進める必要があると考えます。この点についても、お考えをお示ください。

### 【項目2】第二期地方分権改革の方針

全国知事会は、第二期地方分権改革の提言として以下のことを求めています。これらの内容について、それぞれの項目について、どのようにお考えでしょうか。ご意見をお聞かせください。

- (1) 税源移譲については、地方消費税、住民税など地域偏在性の少ない税目により国と地方の税源配分を5：5とし、同時に税源の偏在調整を行う。
- (2) 地方交付税の財源保障機能・財源調整機能を堅持し、総額を確保し、国の一般会計を通さず、「地方共有税」として特別会計に直接繰り入れる方式に改める。
- (3) 国庫補助負担金の総件数を半減する。
- (4) 国の出先機関を廃止・縮小し、国と地方の二重行政を解消する。
- (5) 国から地方への権限移譲、関与・義務付けの廃止を進め、地方の自由度を拡大する。
- (6) 政府と地方の代表者等が協議を行う「(仮)地方行財政会議」を法律により設置する。

### 【項目3】権限移譲と財源・人員移譲の一体化

地方分権改革推進委員会の第1次勧告及び政府の地方分権改革推進要綱(第1次)を受け、直轄国道・直轄河川の都道府県への権限移譲に向けて、全国知事会と国土交通省で協議が始まるなど、国から地方への権限移譲の具体化の作業が始まっています。

しかし、権限移譲に伴う、財源と必要な人員等の移譲について、不透明な

点があることが、権限移譲の推進のネックとなりかねません。

全国知事会としては、直轄国道・直轄河川の都道府県への移譲をはじめとする国から地方への権限移譲については、権限と同時に確実な財源が措置されることを前提として積極的に権限を受けると考えますが、権限移譲と財源・人員移譲の一体化について、具体的にどのようにお考えでしょうか。

#### **【項目 4】地方財政対策の充実**

近年の地方交付税の大幅な削減や少子高齢化の進行に伴う社会保障関係の経費の増加により、地方財政はひっ迫し、地方の実情に即した行財政運営を行うことが極めて困難になっています。

全国知事会は、住民生活にこれ以上、深刻な打撃が生じることのないよう、地方交付税の復元・充実を求めています。どのようにお考えでしょうか。

#### **【項目 5】道路特定財源の一般財源化に伴う「地方枠」の確保**

全国知事会は、道路特定財源の一般財源化後も、地方税、譲与税、補助金、交付金等で地方財源となっている約 3.4 兆円を、引き続き地方枠として確保することや、地方分権の観点から道路計画、道路行政等について見直す必要があると考えています。

これらの点についてどのようにお考えでしょうか。

#### **【項目 6】地方消費税の充実**

全国知事会は、医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防など住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには歳入増が必須であり、税体系の抜本的改革の中で、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税を充実する必要があると考えています。

地方消費税の充実を含む消費税のあり方や、本質的な税財政構造の再建についてどのようにお考えでしょうか。